

令和6年仙審第20号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和6年6月16日10時14分  
宮城県荒浜漁港北方沖合
- 2 船舶の要目  
船種 船名 モーターボートA  
登録 長 4.59メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 54キロワット
- 3 事実の経過

Aは、平成4年7月に進水し、操舵室を船体ほぼ中央に配し、同室前部右舷側に舵輪を、中央に機関遠隔操縦レバーを、左舷側に魚群探知機能付きのGPSプロッターを、舵輪後方に操縦席を、同席左舷側及び後方両側に座席をそれぞれ設置し、船内外機を備えたFRP製プレジャーボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、回航の目的で、船首0.2メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年6月16日09時30分荒浜漁港を発し、宮城県<sup>ゆりあげ</sup>閑上漁港に向かった。

ところで、荒浜、閑上両漁港間の海岸から東方約4.8海里沖合までの海域には、X漁業協同組合が県知事から免許された複数の共同漁業の漁場区域が連なっており、荒浜港南導流堤仮設灯台（以下「荒浜港灯台」という。）から264度（真方位、以下同じ。）670メートル、083度4.32海里、038度9.46海里及び009.5度7.8海里の各地点を順次結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域が、共第255号（以下「255号区域」という。）と呼ばれ、海上保安庁ホームページの海洋状況表示システムに、区域の範囲、藻類養殖、雑魚小型定置及び刺し網などの漁業が行われていること、並びに同漁業の期間及び件数が表示されていた。

また、荒浜港灯台北方約2.4海里付近の海域には、毎年3月1日から12月31日までの間、雑魚小型定置網が海岸から東方沖合に向けて2基敷設されており（以下、海岸から遠い方の小型定置網を「定置網」という。）、定置網は、身網の長さが南北方向約150メートル、東西方向約30メートル、海岸に向かって延びる垣網の長さが約500メートルで、頂部には複数の浮球が取り付けられ、身網の東方約150メートル沖合には、目印として、海面上の高さ約4メートルの竿に取り付けた、縦横各幅共に約1.2メートルの黒色の旗3枚が、

南北方向に約150メートル間隔で3基設置されており、X漁業協同組合に定置網の敷設地点を確認することができた。

そして、AのGPSプロッターは255号区域を表示せず、a受審人は、発航時、荒浜漁港から閑上漁港に至る海域を航行することが初めてであった。

発航に先立ち、a受審人は、荒浜、閑上両漁港間に漁場区域があることを知っていたものの、その詳しい状況までは承知していなかったが、昼間に航行するので、障害物となる漁具を視認して避けることができるものと思い、X漁業協同組合に漁場区域内の定置網の敷設地点を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、255号区域内を荒浜港灯台北方沖合まで東行し、09時45分僅か前荒浜港灯台から014.5度65メートルの地点で、針路を005度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、定置網に向首して接近する状況となって続航し、前方に同網の旗を視認したのち、10時14分僅か前船首方20メートルのところ定置網の浮球を視認したものの、同網の存在に気付かないまま、機関を中立運転として前進を続け、10時14分荒浜港灯台から005度2.46海里の地点において、Aは、原針路のまま、1.5ノットの速力となったとき、定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり視界は良好であった。

その結果、推進器翼に曲損等を、定置網は垣網等に切損をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、閑上漁港に向けて荒浜漁港を発航するにあたり、水路調査が不十分で、255号区域に敷設された定置網に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、閑上漁港に向けて荒浜漁港を発航する場合、荒浜、閑上両漁港間にある漁場区域の詳しい状況までは承知していなかったのだから、同区域に敷設された定置網に乗り入れることのないよう、X漁業協同組合に漁場区域内の定置網の敷設地点を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、昼間に航行するので、障害物となる漁具を視認して避けることができるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、255号区域に敷設された定置網に向首進行して乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年10月22日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎